

◎新潟県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（撮影、数値地形図）
- 2 作業期間 令和2年10月8日から令和3年2月1日まで
- 3 作業地域 東蒲原郡阿賀町栄山地先